

情報連携の対象となる独自利用事務の事例の拡大について

(1) 独自利用事務とは

番号法第9条第2項の「条例で定める事務」をいい、条例を定めた地方公共団体は、特定の事務について独自に番号を利用することが認められており、更に他の地方公共団体や国の行政機関等との情報連携することが可能とされている。

(2) 独自利用事務の事例の公表

平成27年8月、特定個人情報保護委員会において、自治体の運営に資するため、情報連携の対象となる独自利用事務の事例を公表

- ・子どもの医療費助成に関する事務
- ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務 等

(3) 独自利用事務の事例の追加

① 平成28年2月、その後の検討を踏まえ、新たに事例を追加し公表

- ・障害児通所給付費等の支給に関する事務
- ・ひとり親等の医療費助成に関する事務 等

② 平成28年9月、これまで主務省令が出ていなかった事務について、新たに事例を追加し公表。（【別紙1】参照）

- ・保育所保育料の減免・免除に関する事務
- ・難病患者の医療費助成に関する事務 等